第3章

めざす将来像と目標

第３章　めざす将来像と目標

１　戦略のめざす将来像

第１章、第２章で記述したように、港区の豊かな暮らしと都市としての発展は、区内にとどまらず、周辺地域、日本全国、さらには世界中からの多くの資源・エネルギーに依存しており、その多くが生物多様性の恵みによるものです。

この意味で、世界中で進行している生物多様性の危機は、私たちの暮らし、都市としての発展に大きな影響を与えるものなのです。

このような状況を港区に住み、働き、学ぶ人すべてが理解したうえで、一人ひとりの行動につなげ、生物多様性を健全な状態で将来の世代に引き継ぐことが、私たちの豊かな生活、豊かな環境につながります。

以上のことから、この戦略での「めざす将来像」を次のように設定します。

戦略のめざす 2050 年の港区の将来像

まちの活気と生きものが共存して、
生物多様性の恵みに感謝し、笑顔があふれているまち・みなと

2050 年の港区は、生きものが暮らす自然があり、まちも活気に満ちています。

人々が身近に自然と親しみ、その恵みを感じられるまちには、自然に感謝する豊かな心が育まれ、笑顔あふれる日常があります。港区は、生物多様性を保全し、その恵みの持続可能な利用に取り組み、自然と共存する活力あるまち「みなと」を目指します。

2　2020 年までに港区がめざす目標

「2050 年の港区の将来像」の実現に向け、この戦略の短期目標年である 2020 年の港区の目標とその達成イメージを示します。

目標 1　生物多様性を学ぶ機会が増え、理解が浸透している

将来にわたり生物多様性の恵みを受けるためには、一人ひとりが暮らしや仕事の中でその大切さを理解し、生物多様性を意識した行動をする必要があります。しかし、現在、生物多様性という概念とその大切さは、十分に社会に浸透していません。

生物多様性に関する基礎データの収集・公表に努め、生物多様性の現状を正しく伝え、その大切さをあらゆる人が理解できるよう、将来にわたり伝えていきます。

【2020 年の達成イメージ】

●生物多様性の大切さを、誰もがよく理解しています。

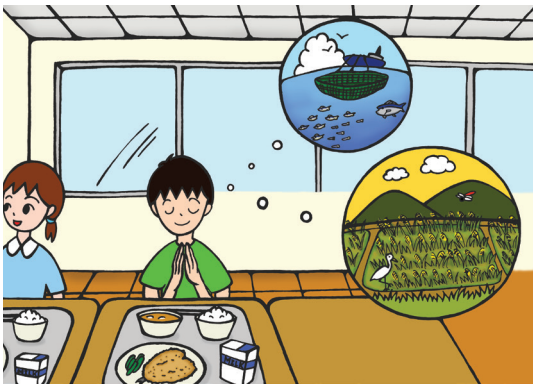

●学校や園庭には、様々な生きものが訪れ、子どもたちが遊んだり、学ぶ場となっています。

●公園や民間の緑地などでは、自然体験の場が増え、日常生活の中で自然に親しんでいます。

目標２　生物多様性に配慮した暮らし・仕事が営まれている

私たちの暮らしや経済活動は、日本や世界各地でつくられた食べ物や資源といった生物多様性の恵みによって支えられています。しかし、私たちは、資源の過剰な利用、エネルギーの消費とCO_2の大量排出などを通じて、生物多様性に大きな影響を及ぼしています。

自然を守り、生物多様性の恵みを持続して受けることができるような暮らしや仕事を営んでいきます。

【2020 年の達成イメージ】

●商店には、認証商品など、生物多様性に配慮された商品が並び、消費者はそれを選びやすくなっています。

●自然エネルギーを活用した、環境にやさしい暮らしや仕事をしています。

●地域ぐるみで資源リサイクルに取り組んでいて、堆肥づくりや不要品などのリユースが行われています。

●区民、事業者、区が情報を共有し、港区版サプライチェーン※の仕組みがつくられ、生物多様性の保全に役立っています。

※サプライチェーン：P.14 参照。

目標３　自然や生きものと共存できるまちづくりが進んでいる

港区には、江戸時代から今につながる地域ゆかりの自然があり、絶滅危惧種も多く確認されています。貴重な郷土の自然を未来に伝えるために、地域ぐるみで自然を守り、その質の向上を図ります。

また、生物多様性の恵みを持続可能な方法で利用し、活力ある経済活動と都市の健全な再生を図り、魅力あるまちづくりを進めます。

【2020 年の達成イメージ】

●公園やオフィスビルには郷土の草木が育ち、様々な生きものが暮らしています。古川や運河、東京湾岸でも生きものの保全・再生活動が進められています。

●地域ゆかりの土地や古くからある樹木、カントウタンポポなどの貴重な動植物が、地域の人や事業者によって、守られています。

●外来種について正しい知識が浸透しています。

目標４　地域内外で協働の取組が進み、まちの魅力が高まっている

生物多様性に育まれた観光スポットや特産品などをつくり、まちの魅力を高め、生物多様性の恵みをいつも感じられるまちをめざします。

生物多様性は、あらゆる人の活動と関わりをもち、区民、事業者、教育・研究機関、NPO、行政は、生物多様性に配慮するために果たす役割がそれぞれ違います。活動を進めるためには、みんなで力を合わせる必要があります。

人々がつながり、互いに手を携えて、生物多様性に配慮した活動の輪を拡げていくことをめざします。

【2020 年の達成イメージ】

●区民や区内で働く人々が協力して、公園や緑地の草刈りや剪定をしたり、生きもの調査や季節の自然を紹介する活動をしています。

●生物多様性に関するイベント情報や、事業者やボランティアの活動など、港区の生物多様性に関する情報を入手しやすくなっています。

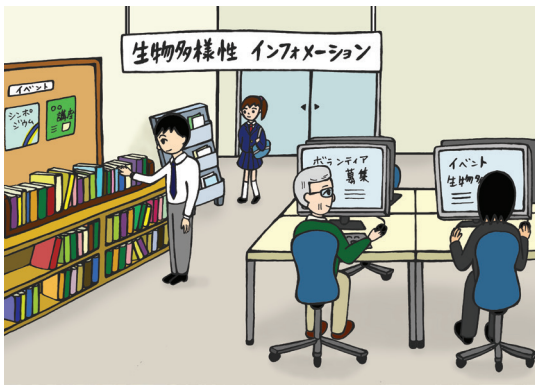

●近郊の里山や水源地域に行って、米づくりや森林管理の手伝いをするなど、活発な地域交流があります。

3　目標ごとの行動方針

2020 年の港区の目標を達成するため、次のような行動方針を掲げます。これは、区民、事業者、保育施設、教育・研究機関、ボランティア団体、区など、様々な人々とともに取組を進めていくための方針です。

目標１　生物多様性を学ぶ機会が増え、理解が浸透している

行動方針（１）　生物多様性について知ろう・伝えよう

私たちの暮らし・仕事が生物多様性の恵みに支えられていることは、多くの人々によく理解されていません。

港区の生物多様性に関する基礎データを収集し、様々な人々に、生物多様性の現状とその大切さを伝えていきます。

行動方針（２）　自然とのふれあいを増やそう

自然と関わりを持つことは、子どもの健全な成長にとって重要であることが分かっています。しかし、今の港区では、気軽に親しめる自然が身近なところに少なく、日常生活の中での自然とのつながりが薄れています。

自然とふれあい、暮らしと生物多様性とのつながりを学ぶ機会を増やします。

行動方針（３）　生物多様性を保育や教育の現場で伝えよう

生物多様性の大切さを理解し、主体的に行動できる人を育てていく必要があります。特に、小さな子どもは、遊びや体験学習の中で自然との関わりを持つことで、自然を理解し、親しみが育まれます。

保育や教育の現場で、生物多様性を学び、自然と関わることができる場を増やします。

目標２　生物多様性に配慮した暮らし・仕事が営まれている

行動方針（１）　暮らしから変えていこう

私たちの暮らしは、あらゆる部分で生物多様性とつながりがあります。既に進められている省エネルギー対策、３Ｒに積極的に取り組むほか、生物多様性に配慮された商品を購入するなど、暮らしの中で意識的に行動を変えていく必要があります。

そうした暮らし方を促進します。

行動方針（２）　生物多様性に配慮して働こう

事業活動の中で生物多様性に配慮することは、事業者の社会的な責任においても重要です。

区は、情報提供、表彰制度などの支援を通じて、生物多様性に配慮した事業の実施、社員教育や地域活動といった事業者の活動を促進します。

目標３　自然や生きものと共存できるまちづくりが進んでいる

行動方針（１）　身近な自然をつくり、つなげ、生きもののすみかを豊かにしよう

港区には、生きものの生息拠点となっている地域ゆかりの緑地や学校の緑、公園、民有地の庭など、大小の様々な緑地がありますが、それらは市街地の中に点在しています。

緑地が点在している状況は、生きものにとって個々の小さな緑地の中に取り残された状態となり、エサを十分に得られなかったり、繁殖する場所が限られてしまうなど、生息地として厳しい環境といえます。

そこで、生きものの生息拠点となる緑地を、小規模な緑地や街路樹などでつなぎ、生きものが移動できるようにすることで、生きものが暮らしやすい状況をつくる必要があります。このように、生息地をネットワーク化することをエコロジカルネットワーク（生態系ネットワーク）といいます。

生きものと共存するまちをめざし、身近な自然をつくり、つなげていきます。

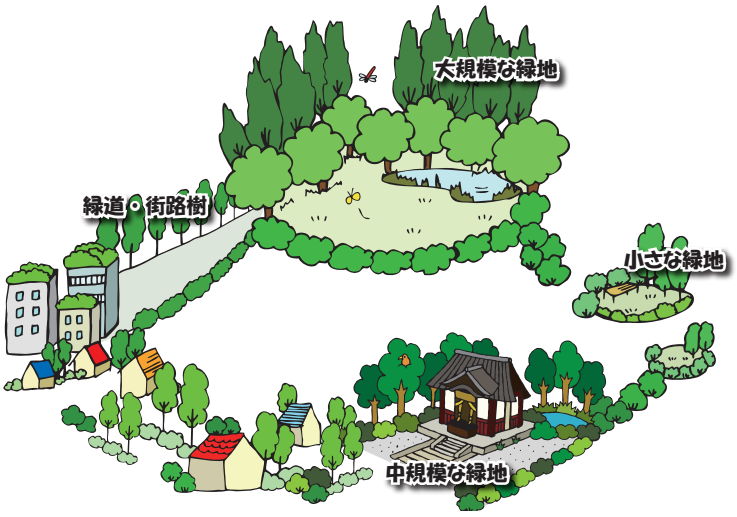

図 3-1　エコロジカルネットワークの概念図

行動方針（２）　地域本来の自然を守り育てよう

港区の貴重な自然を残し、生きものが利用できる空間を増やすために、貴重な自然環境の保全・再生や水質改善などによって生物多様性を豊かにしていきます。

行動方針（３） 外来種による生態系への影響を防ごう

外来種によって在来種が追いやられたり、食べられるなど、生態系に悪い影響が生じています。在来種を中心に構成される地域本来の生態系を守り育てるためには、こうした外来種の拡散や定着を防ぐことが必要です。また、すでに外来種によって地域本来の生態系のバランスが崩れている場所については、対策が必要です。

外来種に関する正しい理解を広め、正しい知識に基づく行動を促進していきます。

行動方針（４） 生態系や気象などを調べ、自然環境の改善に役立てよう

自然環境や生きものの変化を継続的に調べることで、環境改善の方法を検討したり、取組の効果を知ることができます。

区内の緑と水、生きものや気象などに関する現状と、経年変化を把握して、適切な対策を検討するため、生きものや自然環境に関する調査を継続して行います。

目標４ 地域内外で協働の取組が進み、まちの魅力が高まっている

行動方針（１） まちの生物多様性の恵みを活かそう

港区には江戸時代の史跡や文化が継承されています。江戸前寿司などの豊かな東京湾の恵みが育んだ食文化も、地域固有の生物多様性の恵みです。

これらの生物多様性に関する文化や伝統をまちの魅力として発信します。

行動方針（２） 地域内外のつながりを強めよう

地域内外のつながりを強め、交流を深めることは、みんなの力を引き出し、生物多様性に関連する取組を効果的に進めるために必要です。

地域内外で多様な主体が交流できる場を設け、様々な主体と連携していきます。

行動方針（３） みんなで活動をひろげ進めていこう

生物多様性の保全や持続可能な利用の促進には、区民一人ひとりとともに、事業者などの団体での取組が不可欠です。

情報共有や協力体制をつくり、連携しながら、生物多様性をテーマにした活動をする団体や参加者を増やしていきます。

第4章

行動計画

第４章　行動計画

１　戦略の目標年

「港区生物多様性地域戦略」では、愛知目標に合わせ、平成 32（2020）年を短期目標年、平成 62（2050）年を長期目標年としています。

短期目標期間の中間年である平成 29（2017）年に、効果の検証と見直しを行います。

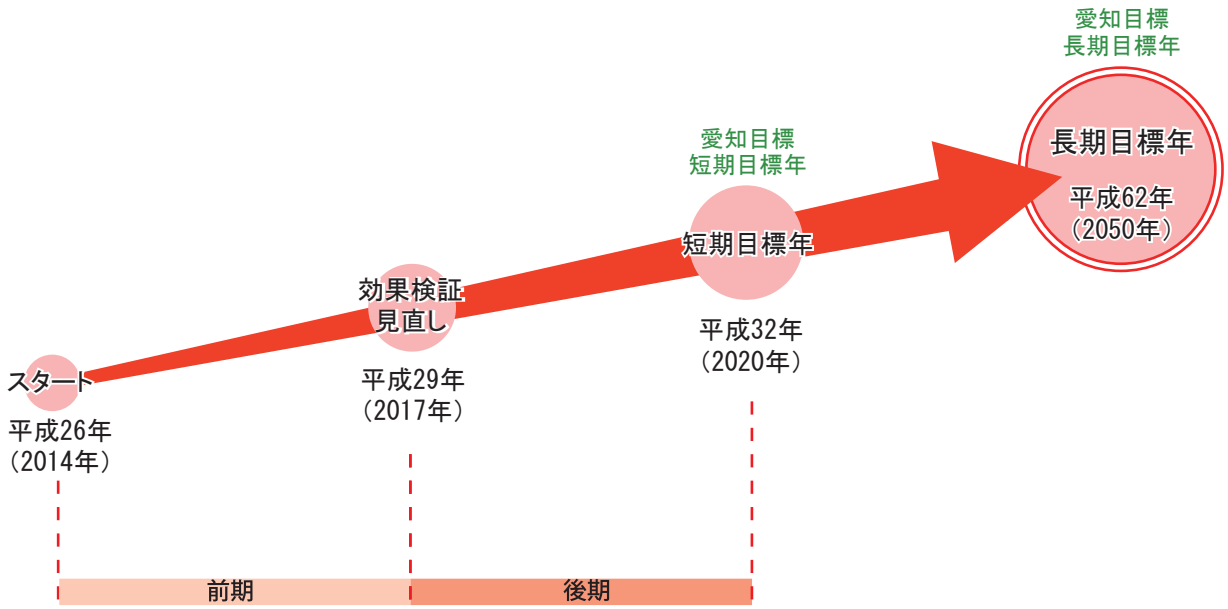

図 4-1　戦略の目標年

2　行動計画の全体像

	目標	行動方針
2050年の港区の将来像 まちの活気と生きものが共存して、生物多様性の恵みに感謝し、笑顔があふれているまち・みなと	目標1 生物多様性を学ぶ機会が増え、理解が浸透している	(1) 生物多様性について知ろう・伝えよう (2) 自然とのふれあいを増やそう (3) 生物多様性を保育や教育の現場で伝えよう
	目標2 生物多様性に配慮した暮らし・仕事が営まれている	(1) 暮らしから変えていこう (2) 生物多様性に配慮して働こう
	目標3 自然や生きものと共存できるまちづくりが進んでいる	(1) 身近な自然をつくり、つなげ、生きもののすみかを豊かにしよう (2) 地域本来の自然を守り育てよう (3) 外来種による生態系への影響を防ごう (4) 生態系や気象などを調べ、自然環境の改善に役立てよう
	目標4 地域内外で協働の取組が進み、まちの魅力が高まっている	(1) まちの生物多様性の恵みを活かそう (2) 地域内外のつながりを強めよう (3) みんなで活動をひろげ進めていこう

行動計画	主な取組	掲載頁
① 生物多様性に関するデータの蓄積と普及啓発の推進	・生物多様性の理解と戦略の幅広い周知の促進 ・生物多様性に関する基礎データの公表 ・web サイトによる情報提供の推進	P.90
① 学びの機会の創出	・生物多様性を学ぶ田んぼと畑づくり講習会 ・生物多様性を学ぶ体験学習農園事業の実施	P.92
② 自然と気軽にふれあえる場所の整備	・生きもののすめる公園整備	P.94
① 保育施設・教育機関への支援	・出前授業やアドバイスなど、保育施設や教育・研究機関を支援する専門家のあっ旋	P.95
① 生物多様性に配慮した暮らしの促進	・生物多様性に配慮した行動メニューの提示 ・区民に向けた生物多様性に配慮した製品や企業の紹介	P.96
① 生物多様性に配慮した仕事と働きかたの促進	・「事業者向け・生物多様性行動メニュー」の作成と普及 ・優良事例の表彰制度の創設	P.98
① 生きものに配慮したまちづくりの推進	・エコロジカルネットワークの検討 ・生物多様性を向上させるガイドラインの策定 ・生物多様性の向上に役立つ、建築やまちづくりの誘導	P.100
② 公園・緑地など身近なみどりを活かした、生きもののすめる環境の整備	・食草・食樹の植栽による、生きものが暮らしやすい環境の整備	P.102
① 生物多様性を高める自然環境の保全・再生	・生物多様性を高める自然環境の保全・再生	P.104
② 重要な自然環境の保全	・区内樹林地の保護	P.106
③ 自然環境の保全・再生のシンボルとなる生きものの選定	・自然環境の保全・再生のシンボルとなる生きものの選定と普及啓発	P.107
④ ビオトープの創出と適正な維持管理の推進	・ビオトープの創出 ・協働による維持管理・運営の促進	P.108
⑤ 健全な水循環系の保全・構築と水辺の水質改善	・雨水浸透施設の設置と湧水地の保全 ・水辺の水質改善	P.110
① 外来種の侵入・拡散の防止	・外来種の侵入と拡散の防止に関する普及啓発	P.111
① 自然環境に関する調査の継続と区民参加型調査の充実	・自然環境に関する各種調査の継続 ・区民参加型調査の充実	P.112
① 生物多様性を楽しみながら学べるスポットの紹介	・地域の生物多様性スポットの情報収集と紹介	P.114
② 生物多様性を象徴するまちの“自慢”の創出	・生物多様性の恵みを象徴するまちの“自慢”の創出	P.115
① 地域内の交流・連携の促進	・「生物多様性みなとフォーラム」の開催	P.116
② 地域を越えた交流・連携の促進	・流域の地域等との連携	P.118
① 生物多様性の情報の収集・発信と学習拠点の整備	・生物多様性の情報の収集・発信と学習拠点の整備	P.119
② 多様な主体の連携組織の設置と各主体の活動の促進	・「生物多様性みなとネットワーク」の設置と運営	P.120

3　行動計画

行動計画の進め方を明らかにするため、取組の区分を次のように表示しています。

■行動計画の取組の区分

新規・・・新しい取組として実施するもの
拡充・・・すでに取り組んでいる施策をさらに充実して実施するもの
継続・・・すでに取り組んでおり、今後も継続して取り組むもの

目標１　生物多様性を学ぶ機会が増え、理解が浸透している

行動方針（１）　生物多様性について知ろう・伝えよう

１-（１）-①　生物多様性に関するデータの蓄積と普及啓発の推進

■概要

自然環境や区民意識、取組状況など、港区の生物多様性に関する基礎データを、区民等に分かりやすく公表していきます。

戦略の幅広い周知をはじめ、港区の自然情報に関する冊子や web サイトを用いた情報提供の推進を通じ、生物多様性の大切さや、身近な自然を知るための普及啓発を継続して行います。

■達成目標

平成 29 年度までに、生物多様性という言葉の認知度が区民で 8 割以上になること。
（参考：平成 24 年度のアンケート調査では約 6 割）

■各主体の役割

区	生物多様性の大切さや身近な自然の情報を広く伝えます。
区民※、事業者	情報を主体的に取得します。生物多様性について学びます。人に伝えます。
教育・研究機関	生物多様性について、児童・生徒に伝えます。

※区民：区内に居住し、勤務し、在学し、又は滞在するもの。

■区の取組の概要

【取組の内容】

事業内容	区分
a. 生物多様性の理解と戦略の幅広い周知の促進 戦略を幅広く周知するため、戦略本編、概要版（英語版含む）などを作成し、区有施設（エコプラザ、各地区総合支所、各図書館、郷土資料館）、教育機関、事業所等で配布します。 また、生物多様性を多くの人々が理解し行動できる状況をつくるため、生物多様性の理解と普及方法を体系的に整理し、「食」、「子ども・子育て」、「働きかた」の３つの身近な視点から普及啓発を継続します。	新規
b. 生物多様性に関する基礎データの公表 区民意識や自然環境などの生物多様性に関する基礎データを、区民等に分かりやすく公表していきます。	拡充
c. 港区の自然情報に関する冊子等による情報提供の推進 「港区のみどりと生きもの２０１０」や生物現況調査、港区みどりの実態調査の結果をまとめたパンフレットの配布を各施設で継続するほか、学校や「港区緑と生きもの観察会・調査会」等のイベントでも配布します。	継続
d. web サイトによる情報提供の推進 「港区生物多様性地域戦略」に関連する情報や区内の自然情報などをインターネットで発信する仕組みをつくります。	新規

【事業予定】

取組	短期（前半）				短期（後半）
	H26	H27	H28	H29	H30 ～ 32
a. 生物多様性の理解と戦略の幅広い周知の促進	実施	継続	継続	継続	継続
b. 生物多様性に関する基礎データの公表				実施	拡充
c. 港区の自然情報に関する冊子等による情報提供の推進	継続	継続	継続	継続	継続
d. web サイトによる情報提供の推進	検討	実施	継続	継続	継続

行動方針（２） 自然とのふれあいを増やそう

１-（２）-① 学びの機会の創出

■概要

身近な自然で遊んだり、作物を育てたりすることで、自然への親しみがわき、生物多様性と暮らしとのつながりを体感することができます。

自然遊びや農業体験、「東京湾を学ぶ講座」といった自然とのふれあい方を学ぶ機会や、食を通じた自然の大切さを学ぶ機会を増やします。

■達成目標

平成 32 年度までに体験学習農園を 1 箇所以上開設すること。

■各主体の役割

区	区民が、自然の仕組みを学んだり、親しみを持てるような基盤をつくります。 食べ物や東京湾の恵みや漁業などを、区民に伝える機会をつくります。
区民、事業者	身近な自然に目を向けたり、観察会などのイベントに参加し、自然とふれあいます。産地を知ったり、作物を育てたりして、食べ物が食卓に届くまでの過程を知るように努めます。そうした体験を通じて知ったことを、人に伝えます。
保育施設、 教育・研究機関	食べ物と自然のつながりを、子どもたちに伝えます。 東京湾の漁業を区民に伝える機会をつくり、広く情報提供するなど、正しい知識を広めます。

■区の取組の概要

【取組の内容】

事業内容	区分
a. 自然とのふれあいの機会の創出 区内の公園緑地、古川、運河、お台場海浜公園の水辺、みなと区民の森などを活用した環境学習を継続します。 さらに、区民等が自然との関わりを普段からもてるようにするため、イベントやパンフレットなどで気軽にできる自然遊びの紹介を行います。	拡充
b. 食を通じた自然の大切さの理解の促進 野菜や花の栽培など自然への関心を持ち、生きものについて学ぶ学習会を、各地区総合支所や児童館などで継続します。東京海洋大学と芝浦港南地区総合支所との協働事業である「江戸前みなと塾」を継続するなど、海の食育を進めます。また、保育施設や幼稚園、小学校では、野菜を育て、収穫した作物を調理して食べるなど、食べ物を身近に感じる活動を継続します。	継続
c. 生物多様性を学ぶ田んぼと畑づくり講習会 自宅でできるプランターを利用した稲と野菜づくりの講習会を開催し、食べ物と生物多様性について体験的に学ぶ機会をつくります。 また、作物に来た生きものの情報（写真など）を区民などから区に提供してもらい、その情報を発信します。	新規
d. 生物多様性を学ぶ体験学習農園事業の実施 農作物が様々な生きものとの関わりの中で育つことなど、食べ物と生物多様性とのつながりを学ぶ場として、「体験学習農園」を開設し、農作業体験を通じて生物多様性を学ぶ機会をつくります。	新規

【事業予定】

取組	短期（前半）				短期（後半）
	H26	H27	H28	H29	H30 ～ 32
a. 自然とのふれあいの機会の創出	継続	継続	パンフレット作成	継続	継続
b. 食を通じた自然の大切さの理解の促進	継続	継続	継続	継続	継続
c. 生物多様性を学ぶ田んぼと畑づくり講習会					検討 → 実施
d. 生物多様性を学ぶ体験学習農園事業の実施					検討 → 実施

1－（２）－②　自然と気軽にふれあえる場所の整備

■概要

生きものに配慮した公園の整備・管理を行い、古川や運河の親水環境の向上を図り、自然と気軽にふれあえる場を整備していきます。

■達成目標

平成 27 ～ 29 年度に区立の公園緑地で、虫や野鳥が好む草木の植栽を行い、子どもたちが自然にふれあうことができ、生きものがすめる公園を整備すること。

■各主体の役割

区	区立公園や区内の水辺について、区民が自然を感じられる場を整備します。
区民、事業者、 教育・研究機関など	区の実施する公園などの管理活動や、自然体験の機会に参加します。

■区の取組の概要

【取組の内容】

事業内容	区分
a. 生きもののすめる公園整備 「港区にぎわい公園づくり基本方針」に基づき、ビオトープをつくったり虫や野鳥が好む草木を植栽するなど、子どもたちが自然にふれあうことができ、生きものがすめる公園の整備を進めます。	継続
b. 公園緑地の生物に配慮した管理の促進 「港区緑と水の総合計画」に基づき、生きものに配慮した公園緑地の管理を促進します。	継続
c. 運河や古川の親水環境の向上 「港区緑と水の総合計画」に基づき、運河や古川の親水環境の向上を図ります。	継続

１-（３）-① 保育施設・教育機関への支援

■概要

保育施設・教育機関に向けて、校庭・園庭の管理マニュアルの配布や、出前授業のできる専門家をあっ旋するなど、学校などを支援する仕組みをつくります。

■達成目標

平成 29 年度までに協力可能な専門家や団体の登録を行い、保育施設・教育機関が専門家の支援を受けられる仕組みを整備すること。

■各主体の役割

区	事業者などと連携し、身近な自然や生物多様性の大切さを学べる環境を整備します。
区民、事業者	保育施設や幼稚園、学校における取組を支援します。
保育施設、 教育・研究機関	身近な自然や生物多様性に関する情報の収集に努め、子どもたちに伝えます。

■区の取組の概要

【取組の内容】

事業内容	区分
a. 校庭・園庭の管理マニュアルの配布 保育施設や幼稚園、学校に、生きものを身近に観察するための校庭や園庭の管理方法を紹介したパンフレット等を配布します。	新規
b. 出前授業やアドバイスなど、保育施設・教育機関を支援する専門家のあっ旋 自然や生物多様性を学ぶ機会を増やすため、出前授業ができる専門家やビオトープづくりを支援する専門家をあっ旋します。	新規

【事業予定】

取組	短期（前半）				短期（後半）
	H26	H27	H28	H29	H30 ～ 32
a. 校庭・園庭の管理マニュアルの配布					→ 実施
b. 出前授業やアドバイスなど、保育施設・教育機関を支援する専門家のあっ旋		→ 検討	実施	継続	→ 継続

目標２　生物多様性に配慮した暮らし・仕事が営まれている

行動方針（１）暮らしから変えていこう

2-（１）-①　生物多様性に配慮した暮らしの促進

■概要

区民に対し、生物多様性に配慮した行動を促すための行動メニューの提示や生物多様性に配慮した製品の紹介などにより、区民の生物多様性に配慮した暮らしを促進します。

■達成目標

平成 29 年度までに、FSC 認証※、MSC 認証※などの認証制度の認知度が 7 割以上になること。

■各主体の役割

区	区民に積極的にライフスタイルの転換を呼びかけます。 区民が、生物多様性に配慮してつくられた商品を選べるような仕組みを整えます。
区民	MY行動宣言などを参考に、生物多様性に配慮した生活をします。 生物多様性に配慮してつくられた商品を購入します。

■区の取組の概要

【取組の内容】

事業内容	区分
a. 生物多様性に配慮した行動メニューの提示 区民が日々の暮らしの中でできる、生物多様性に配慮した行動メニューを作成し、区民に提示します。 その一環として、戦略の周知とともに、MY 行動宣言の配布を積極的に行います。 また、MSC 認証など、生物多様性に配慮してつくられた認証製品の紹介をします。	新規
b. 区民に向けた生物多様性に配慮した製品や企業の紹介 生物多様性に配慮してつくられた商品やサービスを紹介し、その購入を推奨します。	新規

※ FSC 認証・MSC 認証：P.130 参照。

【事業予定】

取組	短期（前半）				短期（後半）
	H26	H27	H28	H29	H30 ～ 32
a. 生物多様性に配慮した行動メニューの提示	実施	継続	継続	継続	
b. 区民に向けた生物多様性に配慮した製品や企業の紹介					実施

コラム7

MY 行動宣言

一人ひとりが生物多様性との関わりを日常の暮らしの中でとらえ、実感し、身近なところから行動することが、生物多様性を守るための第一歩です。

国連生物多様性 10 年委員会では、一人ひとりが踏み出すはじめの一歩としてふさわしい５つのアクションを示した、「MY 行動宣言」を作成しています。これは「生物多様性国家戦略 2012-2020」でも、市民の役割の中で紹介されています。

生物多様性に関わるイベントなどで手に入れて、宣言に参加しましょう。

２-（２）-①　生物多様性に配慮した仕事と働きかたの促進

■概要

事業者と連携して生物多様性に配慮した事業者向け行動メニューをつくり、それに基づく事業者の行動を促進するための仕組みを検討します。また、生物多様性に配慮した事業者の優れた取組を評価・表彰し、製品や事業者を広く紹介する取組を進めます。

■達成目標

平成 32 年度までに、生物多様性に関する取組を行っている事業者が 9 割以上になること。

■各主体の役割

区	「生物多様性行動メニュー」を作成し、事業者の取組を広く周知し普及させます。 生物多様性に配慮した事業者の優良事例の表彰制度を創設します。
事業者	生物多様性に配慮した事業活動を行います。
みなと環境にやさしい事業者会議（mecc）	「生物多様性行動メニュー」の作成に参加し、これを普及させます。 生物多様性に配慮した活動を積極的に行います。
区民	優良事例の表彰制度に参加し、生物多様性に配慮した事業活動を評価します。 生物多様性に配慮してつくられた商品を購入します。

■区の取組の概要

【取組の内容】

事業内容	区分
a.「事業者向け・生物多様性行動メニュー」の作成と普及 事業活動の中で、生物多様性に関連する活動を促進するため、「みなと環境にやさしい事業者会議」などの事業者や研究機関などと連携し、「生物多様性行動メニュー」を作成し、普及を行います。	新規
b. 優良事例の表彰制度の創設 「生物多様性行動メニュー」の部門ごとに事業者や区民が評価し、優れた取組を表彰する仕組みを検討します。 区内で行われている生物多様性に関する事業者の取組や、生物多様性に配慮した商品・サービスを扱う事業者・商店を表彰する仕組みを検討します。	新規

【事業予定】

取組	短期（前半）				短期（後半）
	H26	H27	H28	H29	H30 ～ 32
a.「事業者向け・生物多様性行動メニュー」の作成と普及	→ 作成	→	→ 普及	→	→ 効果検証
b. 優良事例の表彰制度の創設				→ 検討	→ 実施

目標３　自然や生きものと共存できるまちづくりが進んでいる

行動方針（１）　身近な自然をつくり、つなげ、生きもののすみかを豊かにしよう

３-（１）-①　生きものに配慮したまちづくりの推進

■概要

緑地の配置や質の向上のための手段を検討し、エコロジカルネットワーク※を港区全体に広げ、周辺地域の緑地へとつなげていきます。緑化計画書制度にエコロジカルネットワークの考え方を反映するとともに、優良事例の表彰制度を行っていきます。

■達成目標

平成 28 年度までに、エコロジカルネットワークの望ましい状態を検討し、その実現に向けて必要なガイドラインを策定すること。

平成 29 年度から、策定したガイドラインを緑化計画書制度や施策などへ反映すること。

■各主体の役割

区	エコロジカルネットワークの創出を促進するための考え方や仕組みを検討し、区民、事業者の理解と協力を得て、生物多様性に配慮したまちづくりを推進します。
区民、事業者	エコロジカルネットワークの検討に参加し、生きものに配慮したまちづくりを行います。
周辺自治体	エコロジカルネットワークを検討するうえで必要な情報を、近隣自治体などに提供し、該当地域のエコロジカルネットワークづくりを連携して推進します。

※エコロジカルネットワーク：P.83 参照。

■区の取組の概要

【取組の内容】

事業内容	区分
a. エコロジカルネットワークの検討 区内と周辺地域につながるエコロジカルネットワークをつくるため、効果的な緑地配置や、具体的な緑地の創出方法、推進するための仕組みを区民協働で検討します。	新規
b. 生物多様性を向上させるガイドラインの策定 生物多様性の向上に役立つ緑地の増加を図るため、「a. エコロジカルネットワークの検討」の結果をふまえ、公共・民間施設建設の際のガイドラインを策定します。	新規
c. 生物多様性の向上に役立つ、建築やまちづくりの誘導 エコロジカルネットワークの形成と生物多様性の向上に役立つ都市緑化を推進するため、緑化計画書制度を活用して誘導を行います。	拡充
d. 生物多様性に配慮した、施設整備と維持管理の優良事例の表彰制度の実施 「港区みどりの街づくり賞」に新部門を追加し、生物多様性に配慮した、優れたみどりの整備と維持管理事例を表彰し、これを広く周知して普及啓発を行います。	拡充

【事業予定】

取組	短期（前半）				短期（後半）
	H26	H27	H28	H29	H30 ～ 32
a. エコロジカルネットワークの検討	→ 実施				
b. 生物多様性を向上させるガイドラインの策定	→ 検討	→	→ 策定		
c. 生物多様性の向上に役立つ、建築やまちづくりの誘導				→ 実施	→ 継続
d. 生物多様性に配慮した、施設整備と維持管理の優良事例の表彰制度の実施				→ 検討	→ 実施

3-（1）-② 公園・緑地など身近なみどりを活かした、生きもののすめる環境の整備

■概要

公園や緑地に在来種の植物を植えて、虫や鳥が暮らしやすい環境を整えたり、化学農薬の使用を控えた環境負荷の少ない維持管理の実施などにより、人と生きものの共存できるまちづくりを進めます。

■達成目標

平成 27 ～ 29 年度の 3 年間で、公園や緑地に生きものが好む植物を植栽し、化学農薬を使わない適切な管理を継続すること。

■各主体の役割

区	・公園や緑地など身近な場所に、在来種の植物を植え、生きものが暮らしやすい環境を整えます。 ・植栽した植物を適切に維持管理します。 ・生きもののモニタリングを行います。
区民、事業者、保育施設、教育・研究機関など	家庭菜園や敷地内の緑地で、化学農薬の使用を控えます。

■区の取組の概要

【取組の内容】

事業内容	区分
a. 植栽場所と植栽する植物の検討 公園や緑地で、生きものの生息に適した候補地を選定します。あわせて樹木や草花を利用する生きものとその関係を整理し、管理方法も含め実施計画を策定します。	新規
b. 食草・食樹の植栽による、生きものが暮らしやすい環境の整備 公園や緑地の環境条件や利用状況に配慮して、虫や鳥が好む植物を植栽し、生きものが暮らしやすい環境を整備します。	新規
c. 維持管理の継続と生きものの生息状況のモニタリング 公園や緑地の樹木が、生きものが暮らしやすい場所になるよう、化学農薬を使わない適切な管理を続けます。 さらに、植物とそこを利用する生きものを継続的に調べ、データを蓄積します。	拡充

【事業予定】

取組	短期（前半）				短期（後半）
	H26	H27	H28	H29	H30 ～ 32
a. 植栽場所と植栽する植物の検討	実施				
b. 食草・食樹の植栽による、生きものが暮らしやすい環境の整備		実施	継続	継続	
c. 維持管理の継続と生きものの生育状況のモニタリング	継続	継続	ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ実施	継続	継続

3-（２）-① 生物多様性を高める自然環境の保全・再生

■概要

樹林、草地、水辺など、環境が違えばそれを利用する生きものも異なります。

区内の生物多様性を高めるためには、様々な生きものが利用する多様な自然環境の保全・再生を進めることが重要です。

自然環境別に重点箇所を検討し、施設管理者や区民、事業者などと連携・協力し、保全・再生の取組を進めます。

■達成目標

平成 32 年度までに、樹林、草地、水辺で各 1 箇所以上、保全･再生の重点箇所を選定すること。

■各主体の役割

区	施設管理者等と連携・協働して、港区の生物多様性の質を高めるために重要な自然環境の保全・再生の取組を推進します。
東京都	港区が主導する保全・再生の取組を支援します。
事業者、区民、 教育・研究機関など	保全・再生の取組に参加します。

■区の取組の概要

【取組の内容】

事業内容	区分
a. 生物多様性を高める自然環境の保全・再生 土地の所有者・管理者と区、区民等の取組主体が、重点箇所の選定と管理・運営方法を協議し、保全・再生の取組を推進します。 ■対象箇所の候補地 【樹林地】 高輪森の公園において、人と生きものの利用に配慮した樹林管理を促進します。 【草地】 三田台公園において、バッタやカマキリなどの草地性昆虫の生息地としての維持管理と活用を促進します。 亀塚公園において、カントウタンポポの生育地としての保全活動の継続と活用を促進します。 【河川】 古川において、生きものに配慮した護岸の整備や水生植物が生育できる場所を確保し、保全・再生します。 【池】 港南緑水公園、有栖川宮記念公園などの池で、在来の生きものが利用しやすい環境を整備します。 【東京湾】 台場地区で行われているアマモ場再生の取組を発展させます。	新規

【事業予定】

取組	短期（前半）				短期（後半）
	H26	H27	H28	H29	H30 ～ 32
a. 生物多様性を高める自然環境の保全・再生		→ 検討	→ 実施	→ 継続	→ 継続

3-（２）-②　重要な自然環境の保全

■概要

まとまりのある樹林地は、樹林性の生きものの生息・生育環境となるほか、大気の冷却や雨水の地下浸透を調整する機能があります。

既存の樹林等を保全し、学術的な価値を持ち自然度の高い、天然記念物や特定植物群落※を保全していきます。

■達成目標

保護樹林の指定箇所と面積が増加すること。

■各主体の役割

区	保護樹林の所有者・管理者への支援を継続します。また、施設管理者と情報を共有し、連携・協働して、重要な自然環境の保全・再生の取組を推進します。
区民、事業者	樹林地や湧水地など、既存の生きものの生息・生育環境の保全に努めます。
環境省	特定植物群落を保全します。
東京都、文化庁	天然記念物を保全します。

■区の取組の概要

【取組の内容】

事業内容	区分
a. 区内樹林地の保護 保護樹林の指定・補助制度を継続します。	継続
b. 天然記念物や特定植物群落の保全 区内には、国・都・区指定の天然記念物と、環境省の定める特定植物群落があります。国や都と情報を共有して、保全を図ります。	継続

※特定植物群落：「自然環境保全基礎調査」（環境省）の一環として行われる調査の対象となる群落で、（1）原生林またはそれに近い自然林、（2）稀な植物群落又は個体群など、8 項目の基準によって選定された学術上重要な群落、保護を要する群落。港区では高輪東禅寺と自然教育園の樹林が指定されています。

3-（２）-③　自然環境の保全・再生のシンボルとなる生きものの選定

■概要

区民や事業者に自然環境の保全・再生の取組を分かりやすく示すために、港区のめざす自然環境を象徴する生きものをシンボルとして選定し、普及啓発を進めます。

■達成目標

平成 32 年度までに、シンボルとなる生きものを選定すること。

■各主体の役割

区	自然環境の保全・再生のシンボルとなる生きものを選定します。
区民、事業者、保育施設、教育・研究機関など	自然環境の保全・再生のシンボルとなる生きものの選定作業に参加します。

■区の取組の概要

【取組の内容】

事業内容	区分
a. 自然環境の保全・再生のシンボルとなる生きものの選定と普及啓発 様々な主体と協働して自然環境の保全・再生のシンボルとなる生きものを選定し、区民や事業者などに広く普及啓発を進めます。	新規

【事業予定】

取組	短期（前半）				短期（後半）	
	H26	H27	H28	H29	H30 ～ 32	
a. 自然環境の保全・再生のシンボルとなる生きものの選定と普及啓発				→ 検討	→ 実施	→ 継続

3-（２）-④　ビオトープの創出と適正な維持管理の推進

■概要

既存のビオトープを保全し、新たなビオトープの創出を継続するとともに、区民との協働によるビオトープの維持管理を推進します。

また、区民や事業者、保育施設、学校などがビオトープをつくったり、生きものが集まる工夫をできるよう、ビオトープの維持管理方法の手引きの配布や、ビオトープに詳しい専門家をあっ旋する仕組みを検討し、支援します。

■達成目標

平成 28 年度までに、協働による適切な維持管理を行うビオトープをモデル事業として 1 箇所以上設定すること。

平成 29 年度までに、区立の公園緑地内ビオトープの維持管理方針を定めること。

■各主体の役割

区	新たなビオトープを創出し、様々な主体が行う維持管理などを支援します。
区民、事業者、保育施設、教育・研究機関など	各自のフィールドで、ビオトープをつくります。 公園や学校、民有地などのビオトープの維持管理に参加します。

■区の取組の概要

【取組の内容】

事業内容	区分
a. ビオトープの創出 生きものの生息・生育環境の保全・再生、環境学習の場となる空間を充実させるため、学校や公園、公共施設等におけるビオトープづくりを進めます。	継続
b. 協働による維持管理・運営の促進 ビオトープを適切に維持管理するには、現状を把握し、管理方針を定める必要があります。既存の区設ビオトープの状況を把握し、適切な管理方針を提案します。 また、ビオトープの運営には、定期的な観察や管理作業が不可欠であり、区民や事業者、学校などと協働で維持管理を行うための仕組みを検討します。	拡充
c. ビオトープづくりと適切な維持管理を促進するための支援 区民や事業者、保育施設、学校などがビオトープをつくり、適切な維持管理を促進するための、ビオトープの維持管理方法の手引きの配布や、ビオトープづくりを支援する専門家をあっ旋する仕組みを検討します。 また、区民向けには、庭やベランダで生きものが集まる簡単な取組を紹介します。	新規

【事業予定】

取組	短期（前半）				短期（後半）
	H26	H27	H28	H29	H30 ～ 32
a. ビオトープの創出	継続	継続	継続	継続	継続
b. 協働による維持管理・運営の促進	検討	仕組みづくり	実施	継続	継続
c. ビオトープづくりと適切な維持管理を促進するための支援			検討	実施	継続

3-（２）-⑤　健全な水循環系の保全・構築と水辺の水質改善

■概要

水はすべての生きものに必要不可欠で、生態系を支える重要な要素です。健全な水循環系は、地上に降った雨が地面に浸透し、地下を流れてから地上に出て、河川、海へと流れていくことで保たれます。

「港区緑と水の総合計画」に基づき、雨水浸透施設の設置を促進し、湧水地の保全を図ります。また、区を代表する水辺空間である古川や運河、東京湾の環境をより良いものとするため、水質改善に取り組みます。

■達成目標

雨水浸透施設の設置が進み、実質浸透域※が拡大され、湧水が保全されていること。

■各主体の役割

区	雨水浸透施設の設置を促進し、湧水地の保全を図ります。また、古川や運河、東京湾の水質改善を促進します。
区民、事業者、 教育・研究機関など	雨水浸透施設の設置を進め、健全な水の循環系の再生を図ります。 自然分解する洗剤の使用や、油汚れを拭き取って食器を洗うなど、川や運河の水質に配慮した暮らしをします。
東京都	区民、事業者、区と連携して、古川や運河、東京湾などの水質改善に取り組みます。

■区の取組の概要

【取組の内容】

事業内容	区分
a. 雨水浸透施設の設置と湧水地の保全 「港区緑と水の総合計画」に基づき、雨水浸透施設の設置を促進し、湧水地の保全を図ります。	継続
b. 水辺の水質改善 「港区緑と水の総合計画」に基づき、古川や運河、東京湾の水質改善の取組と、健全な水循環の保全と構築を継続します。	継続

※実質浸透域：雨水が浸透する地面と、浸透桝や透水性舗装など人工的に雨水が浸透する面を合わせ、実質的に雨水が浸透する地表面のこと。

３-（３）-① 外来種の侵入・拡散の防止

■概要

在来種からなる地域本来の生態系を守り育てるために、外来種についての正しい理解を広め、外来種の侵入・拡散の防止を進めます。

■達成目標

平成 27 年度までに、区立公園などの池に、アメリカザリガニやアカミミガメなどの外来種を池に放出しないよう啓発する看板を立てること。

平成 32 年度までに、9 割以上の区民が外来種問題について正しい知識を持っていること。

（参考：平成 24 年度のアンケートでは、外来種について「知っていた」は約 5 割、「詳しくは知らないが、聞いたことがある」は約 4 割。）

■各主体の役割

区	外来種に関する正しい知識の普及啓発をします。
区民、事業者、 教育・研究機関など	外来種に対する正しい知識を持ち、正しい知識を人に伝えます。 外来種対策の原則ルールである、「入れない」、「捨てない」、「拡げない」を守ります。

■区の取組の概要

【取組の内容】

事業内容	区分
a. 外来種の侵入と拡散の防止に関する普及啓発 公園の池に、アメリカザリガニなどの外来種を放さないように注意を喚起する看板を設置するなど、外来種についての正しい理解を促します。 環境省では、「外来種被害防止行動計画 (仮称)」を作成する予定です。 これに基づいた外来種への正しい対応を、学校等へ出前授業やパンフレットの配布などを通じて、区民や事業者、学校に伝えます。	新規

【事業予定】

取組	短期（前半）				短期（後半）
	H26	H27	H28	H29	H30 ～ 32
a. 外来種の侵入と拡散の防止に関する普及啓発		実施	継続	継続	継続

3-（４）-①　自然環境に関する調査の継続と区民参加型調査の充実

■概要

区内の緑と水、生きものや気象などに関する現状と経年変化を把握し、適切な対策を検討するため、生きものや自然環境に関する調査を継続して行います。また、区民が港区の自然や気候に興味を持つきっかけとなる、区民参加型調査の充実を図ります。

■達成目標

既往の調査（生物現況調査や、みどりの実態調査など）を継続すること。

平成 29 年度までに、「みんなと生きもの調査隊　夏の虫調査隊」の参加者数を 600 人／年以上にすること。（参考：平成 24 年度 291 人）

■各主体の役割

区	区内の自然環境の状況を把握します。 区民や事業者、学校が参加できる調査の仕組みを整備します。
区民、事業者、NPO	区の実施する調査に積極的に参加します。
教育・研究機関	事業所や学校、公園などで調査を行います。

■区の取組の概要

【取組の内容】

事業内容	区分
a. 自然環境に関する各種調査の継続 「港区緑と水の総合計画」に基づき、「港区みどりの実態調査」、「湧水に関する調査」、「港区生物現況調査」を定期的に実施することで、緑と水の現況を継続的に把握し、各取組や計画の見直しに反映していきます。 このほか、環境課が行っている運河の水質調査や、高輪地区総合支所が行っている三田台公園ビオトープや亀塚公園ビオトープの植生などの調査を継続します。	継続
b. 区民参加型調査の充実 区民が港区の自然や気候に興味を持つきっかけとして、区民参加型調査を推進します。小学生向けアンケート型調査「夏の虫調査隊」を継続し、さらに、ヒートアイランド現象の状況を把握するための気温測定や生物季節※の調査等を行います。	拡充

※生物季節：動植物に関係の深い季節現象のこと。うめ・さくらの開花した日、かえで・いちょうが紅（黄）葉した日や、うぐいす・あぶらぜみの鳴き声を初めて聞いた日、つばめ・ほたるを初めて見た日などの観測を行うことで、季節の遅れ進みや、気候の違いなど総合的な気象状況の推移を把握することができます。

【事業予定】

取組	短期（前半）				短期（後半）
	H26	H27	H28	H29	H30 ～ 32
a. 自然環境に関する各種調査の継続	継続	継続	継続	継続	継続
b. 区民参加型調査の充実	継続	継続	継続	継続	検討 実施

目標４　地域内外で協働の取組が進み、まちの魅力が高まっている

行動方針（１）　まちの生物多様性の恵みを活かそう

４-（１）-①　生物多様性を楽しみながら学べるスポットの紹介

■概要

生物多様性にゆかりある場所や自然とふれあえるスポットなどの情報を集約し、まちの魅力として区民や港区を訪れる人にＰＲしていきます。また、そのような「生物多様性スポット」を、継続的に増やしていきます。

■達成目標

平成 30 年度までに、生物多様性スポットを選出し、広報を図っていくこと。

■各主体の役割

区	生物多様性スポットに関する情報を集め、これを発信します。
区民、事業者、 教育・研究機関など	生物多様性スポットの情報を提供します。

■区の取組の概要

【取組の内容】

事業内容	区分
a. 地域の生物多様性スポットの情報収集と紹介 生物多様性にゆかりある場所や自然とふれあえるスポットの情報を集めます。それらをまちの魅力として区民や港区に訪れる人にＰＲしていきます。 定期的に「生物多様性スポット」を見直し、徐々に増やしていきます。 生物多様性スポットの選定の視点 ・自然とのふれあいや学びのある場所（自然教育園など） ・生物多様性と関連の深い文化を学べる場所（郷土資料館など） ・地域の生物多様性の特徴的な場所（湧水地、海浜、自然を感じる場所など）	新規

【事業予定】

取組	短期（前半）				短期（後半）
	H26	H27	H28	H29	H30 ～ 32
a. 地域の生物多様性スポットの情報収集と紹介			→ 検討	→ 実施	→ 継続

4-（1）-② 生物多様性を象徴するまちの“自慢”の創出

■概要

区民や事業者などから、まちの誇りや魅力となる“自慢”を募り、情報を集めて広く発信していきます。例えば、海苔やハチミツなど、地元の食材や大規模な壁面緑化などが、まちの“自慢”のイメージです。そうした産業や活動などの場をつくり、情報を発信するとともに、観光資源としても活用していきます。

■達成目標

平成 32 年までに、区民や事業者から取組事例を募り、集約した情報を発信すること。

■各主体の役割

区	生物多様性の恵みを象徴するまちの“自慢”をつくり、その活動を支援し、情報を集めて発信します。
区民、事業者、 教育・研究機関など	生物多様性の恵みを象徴するまちの“自慢”をつくります。

■区の取組の概要

【取組の内容】

事業内容	区分
a. 生物多様性の恵みを象徴するまちの“自慢”の創出 海苔やハチミツなどの港区産食材など、生物多様性の保全を通じて生まれた、地域の人の誇りとなるものなど、港区ならではのまちの自慢をつくります。 区民や事業者から取組事例を募り、情報を集約し、発信します。また、その活動を支援します。	新規

【事業予定】

取組	短期（前半）				短期（後半）
	H26	H27	H28	H29	H30 ～ 32
a. 生物多様性の恵みを象徴するまちの“自慢”の創出					→ 実施

４−（２）−① 地域内の交流・連携の促進

■概要

生物多様性に関する活動主体とこれから活動したい人の情報交換と交流の場として、「生物多様性みなとフォーラム」を定期的に開催します。また、「みなと環境にやさしい事業者会議」や自然教育園、大使館との連携・協働を通じ、地域内の様々な主体が交流する機会をつくります。

■達成目標

平成 29 年度までに、「生物多様性みなとフォーラム」の参加者が、年間延べ 200 人以上になること。

■各主体の役割

区	様々な主体が交流するための基盤をつくります。
区民、事業者、保育施設、教育・研究機関、大使館など	積極的にほかの主体と交流し、連携事業に参加します。

■区の取組の概要

【取組の内容】

事業内容	区分
a.「生物多様性みなとフォーラム」の開催 生物多様性に関する活動を実施中の人々とこれから活動したい人や、支援を求めている人の情報交換と交流の場として、「生物多様性みなとフォーラム」を開催します。また、様々な主体が連携・協働して生物多様性の事業を行う「生物多様性みなとネットワーク」の情報発信の場として、定期的に開催します。	新規
b. 事業者との連携事業の推進 「みなと環境にやさしい事業者会議」などの事業者と連携して、生物多様性に関連した事業を推進します。「事業者向け・生物多様性行動メニュー」を事業者と連携してつくります。	拡充
c. 自然教育園との連携の促進 自然教育園と自然情報の共有や情報発信などを通じて連携を深め、区民や事業者、学校、観光客などの利用を促進します。	継続
d. 大使館との生物多様性に関わる連携事業の実施 大使館が多いという地域特性を活かし、海外での取組事例を共有したり、普及啓発イベントを行うなど、大使館と連携した事業を進めます。	新規

【事業予定】

取組	短期（前半）				短期（後半）
	H26	H27	H28	H29	H30 ～ 32
a.「生物多様性みなとフォーラム」の開催	実施	継続	継続	継続	継続
b. 事業者との連携事業の推進	検討	実施	継続	継続	継続
c. 自然教育園との連携の促進	継続	継続	継続	継続	継続
d. 大使館との生物多様性に関わる連携事業の実施				検討	実施

4-（２）-②　地域を越えた交流・連携の促進

■概要

森が果たす役割や日本の森の再生、国産木材の活用について考え行動する「みなと森と水ネットワーク会議」を継続します。東京湾沿岸に位置する自治体が交流する「東京湾岸自治体環境保全会議」に継続して参加します。また、「生物多様性自治体ネットワーク」など、既存組織との連携を図るなど、全国の都市化した自治体や自然豊かな自治体との交流を促進します。

■達成目標

平成 29 年度までに、「にじゅうまるプロジェクト」※などの生物多様性に関するネットワークに参加すること。

■各主体の役割

区	様々な主体が交流するための基盤をつくり、積極的に連携します。
区民、事業者、 教育・研究機関など	水源地域や自然豊かな自治体を訪ね、日常生活とのつながりやそれを支える地域の自然を知るよう努めます。

■区の取組の概要

【取組の内容】

事業内容	区分
a. 流域の地域等との連携 地球温暖化防止を目的とし、森が果たす役割や日本の森の再生、国産材の活用について考え行動するきっかけとして、全国の自治体が参加する「みなと森と水ネットワーク会議」を継続します。 東京湾沿岸に位置する自治体が交流する「東京湾岸自治体環境保全会議」に継続して参加します。また、「生物多様性自治体ネットワーク」など、既存組織との連携と情報共有を図ります。	継続
b. 都、周辺区との連携 東京都とは、古川や運河の水質改善、エコロジカルネットワークの確立、外来種対策と在来種の活用について、連携と情報共有を図ります。 さらに、港区と隣接する６区及び東京湾沿岸に位置する２区が、生物多様性に関する情報共有と連携・協力するための仕組みを検討します。	拡充

【事業予定】

取組	短期（前半）				短期（後半）
	H26	H27	H28	H29	H30 ～ 32
a. 流域の地域等との連携	継続	継続	継続	継続	継続
b. 都、周辺区との連携	実施	継続	継続	継続	継続

※にじゅうまるプロジェクト：P.133 参照。

4-（３）-① 生物多様性の情報の収集・発信と学習拠点の整備

■概要

生物多様性の普及啓発や様々な主体の取組を促進するため、生物多様性に関する事業実施の検討を進め、情報の収集・発信と学習拠点を整備します。

■達成目標

平成 28 年度までに、情報収集・発信拠点を設置し、運営を開始すること。

■各主体の役割

区	生物多様性に関する取組が円滑に進められる仕組みをつくります。

■区の取組の概要

【取組の内容】

事業内容	区分
a. 生物多様性の情報の収集・発信と学習拠点の整備 自然情報や支援団体・専門家の情報、活動やイベントに関する情報、生物多様性を学ぶ場を提供するため、拠点を整備します。	新規

【事業予定】

取組	短期（前半）				短期（後半）
	H26	H27	H28	H29	H30 ～ 32
a. 生物多様性の情報の収集・発信と学習拠点の整備	検討	→	実施	継続	→ 継続

4-（３）-②　多様な主体の連携組織の設置と各主体の活動の促進

■概要

様々な主体が参加し、生物多様性の取組を推進する「生物多様性みなとネットワーク」を設置します。情報共有と交流を進め、各主体が相互に連携・協働し、生物多様性に関する事業や活動を促進していきます。

また、「港区みどりの活動員制度」の周知に努め、区民・事業者等による生物多様性に関する自主活動を支援します。

■達成目標

平成 29 年度までに、「港区みどりの活動員制度」登録団体数が、10 団体以上になること。

（参考：平成 25 年度現在 5 団体）

平成 29 年度までに、「生物多様性みなとネットワーク」登録者（団体）数が、150 主体以上になること。

■各主体の役割

区	「生物多様性みなとネットワーク」を設置し、区民、事業者、NPO、教育・研究機関とともに戦略を進める体制を整備します。 「港区みどりの活動員制度」を活用し、生物多様性に関わる取組を積極的に行う団体の支援と人材を育てます。
区民、事業者・ＮＰＯ	「生物多様性みなとネットワーク」に参加し、戦略を推し進めます。
保育施設、 教育・研究機関	「生物多様性みなとネットワーク」に参加し、戦略を推し進めます。 生物多様性に関わる取組を積極的に行う人材を育てます。

■区の取組の概要

【取組の内容】

事業内容	区分
a. 活動する人材の育成と支援 「港区みどりの活動員制度」で、区民による緑地の維持管理や普及啓発活動を支援します。 各地区総合支所による「港区アドプト・プログラム」※で、道路・公園で行う花壇管理や清掃などのボランティア活動の促進を継続します。 東京海洋大学と芝浦港南地区総合支所が協働で行っている「江戸前みなと塾」を継続するほか、また、区立公園のビオトープで維持管理を行う人材の育成を進めます。	拡充
b.「生物多様性みなとネットワーク」の設置と運営 「港区生物多様性地域戦略」に積極的に取り組む主体が、情報の共有と交流ができる場として、「生物多様性みなとネットワーク」を設置し運営します。 「生物多様性みなとフォーラム」の開催を通じて、ネットワーク会員の増加を図ります。また、情報共有の仕組みを検討し、活動する環境を整えます。	新規
c. 各主体が連携して行う事業の促進 事業者が地域に開かれた活動をしたり、企業と NPO が連携して学校を支援するなど、様々な主体による連携事業を、事例紹介などを通じて促進します。 取組の一つとして、「生物多様性みなとフォーラム」で集められた区内の取組事例などの情報を、「生物多様性みなとネットワーク」の会員などに広く周知し、連携事業を促進します。	新規

【事業予定】

取組	短期（前半）				短期（後半）
	H26	H27	H28	H29	H30 ～ 32
a. 活動する人材の育成と支援	検討	実施	継続	継続	継続
b.「生物多様性みなとネットワーク」の設置と運営	設置	実施	継続	継続	継続
c. 各主体が連携して行う事業の促進		検討	実施	継続	継続

※港区アドプト・プログラム：区民と事業者が行う公園等の花壇への花植え、手入れの活動を支援する制度のこと。

第5章

推進体制と進捗管理

第５章　推進体制と進捗管理

1　推進体制と各主体の役割

（１）　様々な主体の連携と協働による取組の推進

「港区生物多様性地域戦略」を実現するためには、区だけではなく、在勤・在学者を含む区民や事業者、保育施設、教育・研究機関、学識経験者などが、それぞれの役割を十分認識し、相互に連携・協働して、生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組を進める必要があります。

（２）　生物多様性みなとネットワークの設置

区は、生物多様性に関係する主体を横断的につなぐ役割を担います。

区、区民、事業者、保育施設、教育・研究機関、学識経験者などが情報を共有し、協働して事業を実施する組織として「生物多様性みなとネットワーク」を設置し、各主体の自主的な取組や、相互に連携・協働して行う取組を促進します。

（３）　区の推進体制

区は、「港区生物多様性地域戦略」の実現に向け、関係部署が連携、協力して取組を推進します。事業実施にあたっては、区の関係部署で構成する「港区みどりの検討委員会」において関係部署間の調整を行うとともに、区民、学識経験者、事業者などで構成する「港区緑と水の委員会」からの専門的な助言なども活かし、総合的・効率的に事業を実施していきます。

（４）　国、都、周辺自治体、区外の人々との連携

区は、国や東京都、周辺自治体と情報共有、技術支援などについて連携と協力を図ります。

特に、東京都は、都立公園、古川、運河など、生きものの生息・生育環境となる主要な緑地や水面を管理していることから、緑地や水辺環境の保全について連携・協力を図ります。

また、隣接する千代田区、中央区、江東区、品川区、渋谷区及び新宿区、東京都湾岸に位置する大田区と江戸川区とも情報共有化を図り、連携していきます。

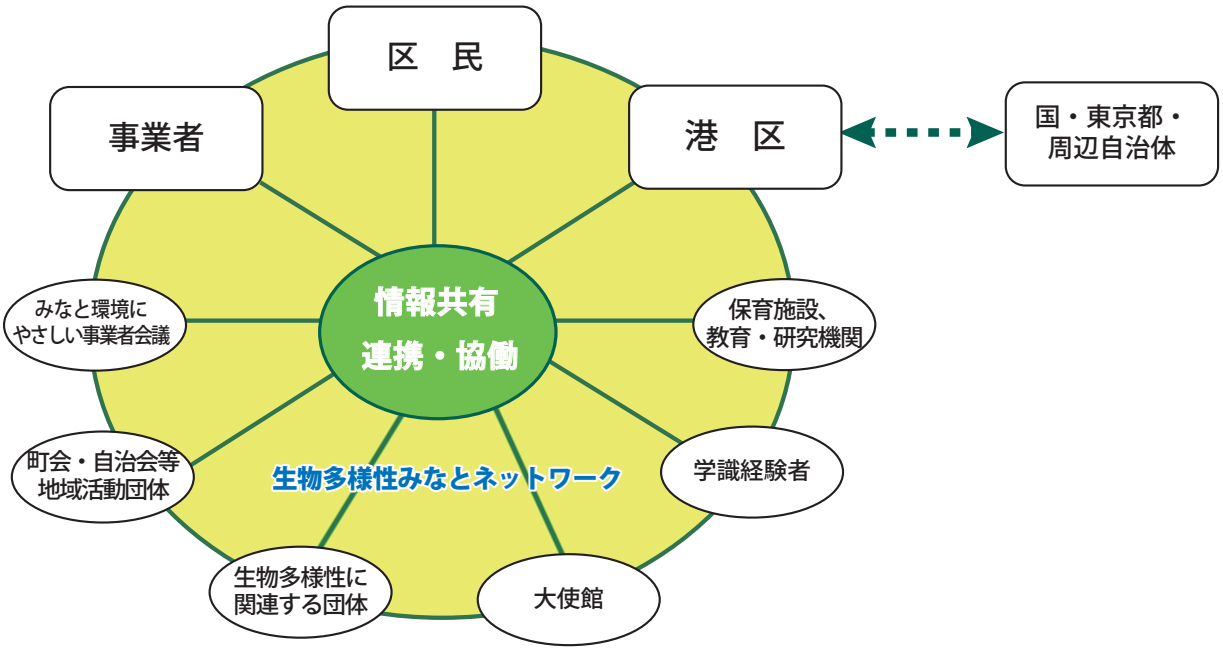

図 5-1　「生物多様性みなとネットワーク」のイメージ図

表 5-1　「生物多様性みなとネットワーク」の概要

設置目的	生物多様性に関する情報の共有と発信をし、各主体が連携・協働して「港区生物多様性地域戦略」を実現していくための組織として設置します。
主な取組	①　生物多様性に関する情報提供とボランティアのあっ旋 ②　人と情報のネットワークづくり 　　具体的には、「生物多様性みなとフォーラム」（各主体の交流の機会）の開催 ③　様々な主体の連携・協働による事業の実施 ④　戦略の効果検証のための情報収集と整理
事務局（区）の役割	①　既存の活動主体、支援主体の情報収集と情報発信方法の検討 ②　各主体の活動に関する情報発信と交流の機会の設定 ③　参加者がネットワークを主体的に運営するための仕組みづくり

（５） 各主体の役割

取組を推進するにあたり、各主体は以下の役割を担います。

区の主な役割

- ◆ 「港区生物多様性地域戦略」の実現に向けた取組の推進
- ◆ 「生物多様性みなとネットワーク」の設置と運営
- ◆ 生物多様性の大切さの普及啓発と、様々な主体による活動の促進
- ◆ エコロジカルネットワークに配慮したまちづくりの推進
- ◆ 国・東京都・他自治体や関連機関への働きかけと協力

区は、生物多様性の大切さを広く伝えるとともに、「生物多様性みなとネットワーク」の設置と、様々な主体がそれぞれの役割に応じて行動し、相互に連携して取組を推進するための支援を行います。また、エコロジカルネットワークに配慮したまちづくりを、様々な主体と連携して推進します。

区民の主な役割

- ◆ 生物多様性の恵みとその大切さの認識
- ◆ 生物多様性に配慮したライフスタイルの実践
- ◆ 子どもたちへの自然の大切さの伝承
- ◆ 自然や生きものとのふれあいの場への参加
- ◆ 生物多様性の保全活動などへの参加

区民には、生物多様性の恵みが暮らしを支えていることを認識し、生物多様性に配慮した暮らしを営むことが求められます。消費者として、生物多様性に配慮した商品や近郊で採れた旬の食材の選択をすることのほか、省資源・省エネルギーを心がけるなど、環境負荷の少ないライフスタイルを実践することが望まれます。

また、家族や地域の人々はもちろん、特に子どもたちに、生物多様性の恵みが暮らしを支えていることを伝え、地域内外での活動に参加することが期待されています。

事業者の主な役割

- ◆ 生物多様性に配慮した事業活動の推進
- ◆ 事業所内外での生物多様性の普及啓発の促進
- ◆ 事業所における生物多様性の保全活動の実施
- ◆ 地域の自然再生活動への参加と支援

事業者には、原材料やエネルギーなどの調達、製品の設計・製造、輸送、商品やサービスの販売・提供、リサイクルなど、様々な場面において、生物多様性に配慮した事業活動が期待されています。また、社員教育をはじめ、事業所の内外で、生物多様性の普及と理解を深める取組が望まれます。

そのほかにも、事業所内の自然再生や保全活動を行い、地域の自然再生への貢献や、様々な主体と連携し、地域の生物多様性を保全する活動が期待されています。

保育施設、教育・研究機関の主な役割

- ◆ 自然との関わりをもたせた遊びや教育活動の推進
- ◆ 生物多様性に関する教育と普及啓発
- ◆ 生物多様性に配慮した活動を主体的に行う人材の育成と技術開発
- ◆ 敷地内や地域の生物多様性に関わる保全活動の実施や参加

保育施設や幼稚園では、日常の保育や教育の中に自然物や自然体験を取り入れ、子どもの豊かな感性と命やものを大切にする心を育むことが期待されています。

学校においては、児童生徒の生物多様性に関する理解を深め、主体的に行動できる人を育てることが求められます。

大学などの研究機関では、生物多様性に関する専門的な人材の育成、情報の収集・蓄積、技術開発などを行うことが期待されます。

また、教育・研究機関は率先して、敷地内の生物多様性に関する保全活動をすることや地域の活動に参加すること、さらには学生をはじめとしたボランティアを養成することが望まれます。

生物多様性に関連する団体の主な役割

- ◆ 地域の生きものや環境に関する情報の収集や発信
- ◆ 生物多様性の保全活動に取り組む人材の育成
- ◆ 地域での自然教育と体験学習の機会の創出
- ◆ 生物多様性に配慮した暮らしや経済活動に関する取組の推進

NPO などの生物多様性に関連する団体には、地域の生きものや環境に関する情報を積極的に収集・発信するとともに、環境保全について主体的に行動できる人材を育成することが求められます。

また、様々な主体と相互に連携し、生物多様性の保全や普及啓発のリーダーとして活動することや、自然教育や生物多様性に関する体験学習の機会を提供することが望まれます。

さらに、生物多様性に配慮した暮らしや経済活動を推進する取組が期待されています。

2　進捗管理

この戦略の進捗管理は、ＰＤＣＡサイクルにより継続して行います。

区の関係部署で構成する「港区みどりの検討委員会」において毎年度進捗管理を行い、調整を図りながら効率的に事業を実施していきます。

進捗管理に当たっては区民・学識経験者などで構成する「港区緑と水の委員会」の専門的な助言を生かしていきます。また、結果については、「港区緑と水の委員会」、「生物多様性みなとネットワーク」にも情報提供していきます。

効果検証と計画の見直しは、短期目標期間の中間年次である平成 29（2017）年度に行います。また、短期目標期間の最終年次にあたる平成 32（2020）年度に改定します。

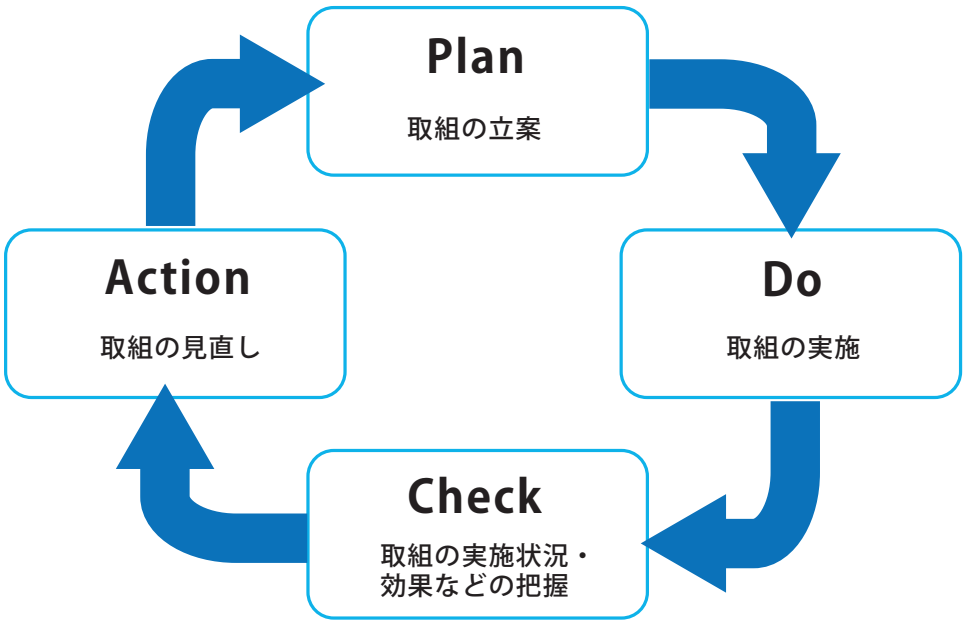

図 5-2　戦略の進捗管理

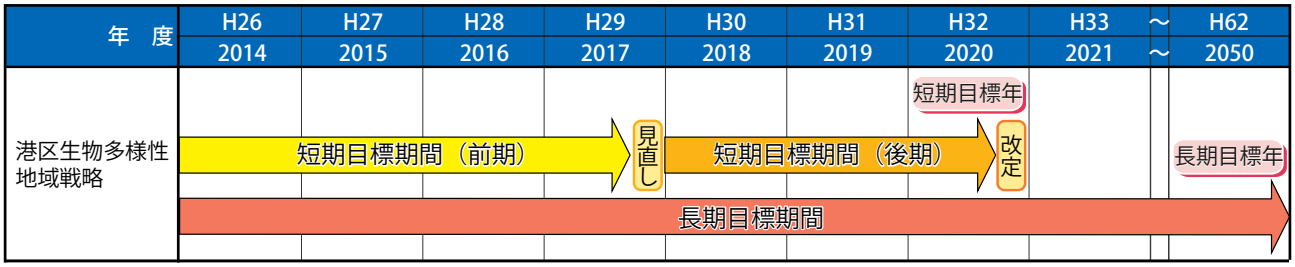

図 5-3　戦略の見直し・改定スケジュール

用語解説

	用語	説明
あ	愛知目標	COP10 で定められた 5 つの戦略目標と、その下に位置づけられる 2015 年または 2020 年までの 20 の個別目標のことです。COP10 では、2011 年以降の新たな世界目標である「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」が採択されました。これは、2050 年までの長期目標（Vision）として「自然と共生する世界」の実現、2020 年までの短期目標（Mission）として「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」ことを掲げています。あわせて、短期目標を達成するため、5 つの戦略目標と、その下に位置づけられる 2015 年または 2020 年までの 20 の個別目標を定めています。この 20 の個別目標のことを「愛知目標」といいますが、慣例的に「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」全体を指すものとして使われています。
	IPCC （気候変動に関する政府間パネル）	昭和 63（1988）年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された国際組織です。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を政策決定者をはじめ、広く一般に利用してもらうことを任務としています。5 ～ 6 年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表しています。
	IUCN （国際自然保護連合）	昭和 23（1948）年に国家、政府機関、非政府機関という独特の世界的な協力関係の下で設立された世界最大の自然保護機関です。平成 20（2008）年 4 月現在、84 か国から、111 の政府機関、874 の非政府機関、35 の団体が会員となり、181 か国からの約 10,000 人の科学者、専門家が参画しています。
え	FSC 認証	FSC（Forest Stewardship Council、森林管理協議会）は、木材を生産する世界の森林と、その森林から切り出された木材の流通や加工のプロセスを認証する国際機関です。その認証は、森林の環境保全に配慮し、地域社会の利益にかない、経済的にも継続可能な形で生産された木材に与えられます。この FSC のマークが入った製品を買うことで、消費者は世界の森林保全を間接的に応援できる仕組みです。
	MSC 認証	MSC（Marine Stewardship Council、海洋管理協議会）は、世界の水産資源の維持・回復や海洋環境の保全を目指し、認証とエコラベルを通じて持続可能で適切に管理された漁業を推進している国際的な NPO です。その認証は、いつまでも魚を食べ続けることができるように、海洋の自然環境や水産資源を守って獲られた水産物（シーフード）に与えられます。消費者がこのマークのついたシーフードを選ぶことで、世界の海洋保全を間接的に応援できる仕組みです。
か	外来種 （外来生物）	もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生きもののことです。他の国から持ち込まれた生きものを国外外来種、日本国内のある地域から、もともといなかった地域に持ち込まれた生きものを、国内外来種といいます。

	用語	説明
か	環境基本法	それまでの公害対策基本法、自然環境保全法では、対応に限界があるとの認識から新たな枠組を示す基本的な法律として、平成 5（1993）年に制定されました。基本理念としては、(1）環境の恵沢の享受と継承等、(2）環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、(3）国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられています。この他、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにして、環境保全に関する施策（環境基本計画、環境基準、公害防止計画、経済的措置など）が順次規定されています。
	環境教育推進法（環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律）	持続可能な社会を構築するために、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定め、現在および将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成 15（2003）年に制定されました。国や地方公共団体が環境保全活動や環境教育を推進するための施策を策定・実施する際、市民との連携に留意すること、公正性・透明性を確保することなどを促しています。
こ	国連持続可能な開発会議（リオ +20）	平成 4（1992）年に開催された地球サミットから 20 年を機に、平成 24（2012）年にブラジルのリオデジャネイロで開催された国際会議です。「持続可能な開発のための制度的枠組み」、「持続可能な開発および貧困撲滅の文脈におけるグリーン経済」の 2 つをテーマに、議論がなされ、焦点を絞った政治的文書が作成されました。
	国連持続可能な開発のための教育の10年	平成 17（2005）年～平成 26（2014）年の 10 年間を、「持続可能な開発のための教育の 10 年」と宣言したものです。「持続可能な開発」に向けて、教育の担う役割の重要性が、平成 4（1992）年の地球サミットにおいて確認されており、その後の国連持続可能な開発委員会（UNCSD）において、ユネスコが中心となって、教育のあり方についての検討が続けられてきています。
	国連生物多様性の10 年	平成 23（2011）年～平成 32（2020）年の 10 年間を、「国連生物多様性の 10 年」と宣言したものです。国連生物多様性の 10 年では、COP10 の各種決議事項を実施していくための平成 23（2011）年～平成 32（2020）年までの「生物多様性戦略計画」を、生物多様性条約事務局の支援のもと、国連機関や加盟国など国際社会が協力して実現することとしています。
さ	在来種	地域にもともといた生きもののことです。
せ	生物多様性地域連携促進法（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律）	地域における生物多様性の保全の必要性にかんがみ、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することによって、豊かな生物多様性を保全することを目的としています。平成 22（2010）年に制定、平成 23（2011）年に施行されました。

	用語	説明
せ	生物多様性基本法	わが国初の生物多様性の保全を目的とした基本法として、平成 20（2008）年に施行されました。生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としています。生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定、白書の作成、国が講ずべき 13 の基本的施策など、わが国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方が示されました。また、国だけでなく、地方公共団体、事業者、国民・民間団体の責務、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務などが規定されています。
	生物多様性国家戦略	生物多様性条約第 6 条に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本方針と、国のとるべき施策の方向を定めたものです。日本政府は平成 7（1995）年に「生物多様性国家戦略」を決定しました。その後、3 回の改訂を経て、平成 24（2012）年に、「生物多様性国家戦略 2012-2020」が閣議決定されています。
	生物多様性条約	平成 4（1992）年にリオデジャネイロにおいて開催された国連環境開発会議（UNCED）における主要な成果として、「気候変動に関する国際連合枠組条約」とともに採択された条約です。（１）地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全すること、（２）生物資源を持続可能であるように利用すること、（３）遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること、の３つを目的としています。わが国は、平成 5（1993）年に締結国になりました。
	生態系	ある地域に生息するすべての生物群集と、それを取り巻く土壌と水、大気、太陽光などの環境を包括した全体のことです。それぞれの要素が複雑に関係しあって成り立っています。
	生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）	COP（生物多様性条約締約国会議）とは、生物多様性条約の加盟国が集まり、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する様々な課題について議論し、各種の国際的な枠組みを策定する定期的な会議のことです。第 10 回会議（COP10）は、平成 22(2010）年に愛知県名古屋市で開催され、179 の締約国、関連国際機関、NGO 等から 13,000 人以上が参加し、わが国の松本環境大臣が COP10 の議長を務めました。遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する名古屋議定書と、平成 23（2011）年以降の新戦略計画（愛知目標）が採択され、参加国からホスト国のとりまとめ努力に対して高い評価が示されました。
	生物多様性総合評価（JBO）	過去 50 年間の生物多様性の損失の大きさと現在の傾向を評価した環境省の事業です。森林、農地などの生態系の区分ごとに、評価のための指標を設け、各指標の推移を説明するデータを示しています。
	絶滅危惧種	さまざまな要因により個体数が減少し絶滅の危機に瀕している種・亜種を指します。環境省のレッドリストでは、カテゴリーの CR ＋ EN（絶滅の危機に瀕している種＝絶滅危惧 I 類）、VU（絶滅の危機が増大している種＝絶滅危惧 II 類）に位置づけられたものが “ 絶滅のおそれのある種＝絶滅危惧（Endangered Species）とされています。この戦略では、これに限らず東京都や国のレッドリストに掲載されている種・亜種すべてを絶滅危惧種として扱っています。

	用語	説明
ち	地球規模生物多様性概況第 3 版(GBO3)	生物多様性条約事務局が地球規模の生物多様性の状況を評価した報告書の第 3 版。平成 22（2010）年に公表されました。各国政府が平成 14（2002）年に合意した「2010 年までに、貧困緩和と地球上すべての生物の便益のために、地球、地域、国家レベルで、生物多様性の現在の損失速度を顕著に減少させる」という目標は、達成されていないことが明らかにされています。
	地球サミット（環境と開発に関する国際連合会議）	平成 4（1992）年、国際連合の主催により、ブラジルのリオデジャネイロで開催された、環境と開発をテーマとする首脳レベルでの国際会議です。「生物多様性」という言葉が国際的に広まる契機をつくったものとして大きな意義があります。また、別途協議が続けられていた「気候変動枠組み条約」と「生物多様性条約」への署名が開始されました。
と	東京都環境基本条例	環境の保全について、基本理念を定め、東京都、特別区および区市町村、事業者並びに都民の責務を明らかにしています。また、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることで、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在および将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営むうえで必要とする良好な環境を確保することを目的としています。平成 6（1994）年に制定されました。
	特定外来生物	外来生物法によって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす、または及ぼすおそれがある国外外来種の中から指定された生きものです。飼育、栽培、保管及び運搬することが原則禁止されます。生きているものに限られます。卵、種子、器官なども含まれます。
に	にじゅうまるプロジェクト	「国際自然保護連合日本委員会（IUCN-J)」が、愛知目標の実現に向けて活動する人々、団体を一つのシンボルで結び付け、10 年後に、愛知の名を冠する世界目標達成に向けて提案した事業です。
み	緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～	生物多様性地域戦略に位置付けられるものとして、東京都が平成 24（2012）年に策定しました。緑施策のこれまでの取組と、生物多様性の視点から強化する将来的な施策の方向性をまとめています。
	港区環境基本条例	環境への負荷の少ない、居住と都市活動とが調和した居住環境都市をつくりあげていくために、港区が平成 10（1998）年に策定しました。
	港区基本計画	港区基本構想（平成 14（2002）年 12 月）に掲げる港区の将来像「やすらぎある世界都心・ＭＩＮＡＴＯ」の実現に向け、長期的展望に立って、区が取り組むべき目標や課題、施策の概要を体系的に明らかにするとともに、年次的な事業計画によって、基本構想実現のための具体的な道筋を示すことを目的とする、区政全般を対象とする総合的な計画です。平成 21（2009）年度から平成 26（2014）年度までの 6 ヵ年の計画で、平成 23（2011）年度に見直しています。
	港区地球温暖化対策地域推進計画	地球温暖化対策をさらに強化することを目的に、平成 23（2011）年に改訂した計画です。（１）低炭素社会の実現に向けた施策の強化、（２）地球温暖化への適応策の推進、（３）広域的視野に立った二酸化炭素排出削減への貢献、（４）区民・事業者を先導する区の取組の推進、（５）東日本大震災後の社会情勢の変化への対応、の 5 点に着目しています。

	用語	説明
み	港区にぎわい公園づくり基本方針	幅広い人々が利用できる「にぎわいのある公園」を目指し、区民協働によるこれまでにない公園の新しい魅力をつくっていくため、今後の港区の公園づくりの基本的な考え方と、中長期的に取り組む施策の枠組みを明らかにした港区の計画です。平成 18（2006）年に策定しました。
	港区緑と水の総合計画	都市緑地法第 4 条に規定される「緑の基本計画」として、「港区緑と水に関する基本方針」の主旨を継承して、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の保全及び緑化の推進のための施策を定める、区の緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。平成 23（2011）年に見直しています。
	港区みどりを守る条例	港区におけるみどりの保全及び創出に関し、必要な事項を定めることにより、区民が豊かなみどりのもたらす恩恵を享受し、快適な生活を営むことができる環境の実現に資することを目的として、港区が昭和 49（1974）年に制定しました。
	ミレニアム生態系評価（MA）	平成 13（2001）年～平成 17（2005）年にかけて実施された国連による生態系の科学的評価です。生態系の変化が人間の福利に与える影響を評価することであり、生態系の保全と持続的な利用を進め、人間の福利への生態系の貢献をより高めるために、われわれがとるべき行動は何かを科学的に示すことが目的です。平成 12（2000）年の国連総会において、当時のコフィ・アナン事務総長が「私たち人類：21 世紀における国際連合の役割」と題して行った演説に応えて実施されました。国連の援助のもと、国連環境計画（UNEP）を事務局として、世界各国の 2,000 人を超える専門家が関わりました。
よ	要注意外来生物	特定外来生物のように、飼養等の規制が法的に課されるものではありませんが、生態系に悪影響を及ぼしうることから、環境省によって、利用に関わる個人や事業者等に対し、適切な取扱いについて理解と協力をお願いしている生きものです。